

国家公務員共済組合連合会では、令和6年能登半島地震により被災された年金受給者の方（以下「○ 対象となる年金受給者の方」に該当する方）が提出する次の届書について、提出期限を令和6年6月30日まで延長することといたしましたので、届書に記載されている提出期限にかかわらず、遅くとも令和6年6月30日までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

○ 対象となる年金受給者の方

令和6年能登半島地震に伴う災害に際し災害救助法が適用された市区町村の区域に令和6年1月1日において住所を有する当会の年金受給者で誕生日が1月1日から5月31日までの間にある方

1. 届書等の提出期限に関する取扱い

<対象となる届書>

- ・ 加給年金額対象者に係る届出
- ・ 身上報告書
- ・ 障害状態等に関する届出書